

議案第144号  
権利の放棄について

資料1 保証人の債権放棄の概要

1 災害弔慰金法の改正の背景・趣旨

平成7年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法が制定されておらず、他の災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が災害援護資金に頼って生活再建をすることを余儀なくされた。

阪神・淡路大震災から20年以上経過し、災害援護資金の貸付けを受けた者の高齢化及び自治体の債権管理コスト等の課題に加え、被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者の免除とともに、現行貸付制度の不備を是正するため、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年8月1日から施行された。

2 保証人の債権放棄の理由

- (1) 保証人設置が必置から選択制に変わったこと。
- (2) 法の一部改正により、保証債権の放棄に関する特例が設けられたこと。
- (3) 阪神・淡路大震災から20年以上が経過し、貸付けを受けた者及びその連帯保証人の置かれている状況等が大きく変化していること。

3 放棄する債権について

- (1) 債 権 阪神・淡路大震災により災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に  
対して市が有する債権(150件)
- (2) 債権額(令和元年9月30日現在)  
(元金) 167,659,399円  
(利息) 12,021,759円

4 今後のスケジュール

保証人に対して有する債権について、議会の議決を経て、当該債権を放棄したうえで、免除要件に即し免除を行っていく。

5 保証人の債権放棄による免除見込について

区分	件数	金額(元金)
完済予定	3件	79,390円
破産・重度障害等 ①	40件	52,879,588円
所得150万円未満 ②	58件	61,593,137円
所得150万円以上等	49件	53,107,284円
合計	150件	167,659,399円

令和元年9月末時点の試算では、未償還件数150件のうち、40件(①)は破産・重度障害等により免除が可能であり、58件(②)は資産要件を調査し判定の結果、免除できる見込みとなる。

## 資料 2 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

(議員立法)

公布：令和元年6月7日

施行：令和元年8月1日

### <背景・趣旨>

- 平成7年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法（平成10年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金（災害時の融資制度）に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（平成30年12月速報値）	未償還率
金額	1,326億円（うち国費884億円）	123億円（うち国費82億円）	9.3%
件数	57,448件	8,400件	14.6%

（参考）東日本大震災 521億円（29,551件）、熊本地震 13億円（728件）

→ 現在、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課題。

（神戸市：利子収入25億円 < 債権管理コスト43億円）

- 阪神・淡路大震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする。
- 今回の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行貸付制度の不備を是正する。

### <改正法の概要>

- 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除
  - 所得要件：総所得 - 公租公課 < 150万円（生活保護扶助費を参照）  
\*64歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成26年度）は150万5050円
  - 資産要件：
    - 自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
    - ①以外の実物資産については、償還に充てができるものを保有していないと認められること
    - 資産としての預貯金は20万円以下であること
- 本年4月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする
- 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを明確化
- 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除
- 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する
- 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める
- 国は、災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図る

